

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	鮎川村庭月地区ほか堤防除草委託
契約担当官等の氏 名並びにの所属す る部局の名称及び 所在地	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 新庄河川事務所長 光永 健男 山形県新庄市小田島町5番55号
契約締結日	平成 元年 5月 22日
契約の相手方の 氏名及び住所	鮎川村長 山形県最上郡鮎川村大字佐渡2003-7
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	1,188,000円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	非公表
随意契約によるこ ととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備 考	

備考 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載
する。

隨意契約理由書

1. 契約団体名：鮎川村（山形県最上郡鮎川村大字佐渡2003-7 0233-55-2111）

2. 業務の名称：平成31年度 鮎川村庭月地区ほか堤防除草委託

3. 契約理由

今後の河川管理は、地域住民の多様的なニーズに対して、柔軟かつ機敏に対応するために、地域住民等と河川管理者が協働して実施することが不可欠である。

鮎川村における堤防に囲まれた庭月、上大渕の各地区においては、洪水等に対する防災意識が高く、堤防及び維持管理に対する重要性、必要性が、充分に認識されている。また、普段より河川清掃など美化活動をしており河川愛護、美化思想の進んでいる地域である。

このため、鮎川村に堤防除草等（除草、清掃、報告等）を委託することにより、これら地域住民の河川に対するさらなる理解（管理の重要性、必要性、美化、愛護 思想等）の促進が期待される。

契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規程を根拠法令とし、本業務を鮎川村に委託するものである。

契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規程に基づき、随意契約を締結するものである。